

です。アメリカのいくつかの州では方針として Family Team Decision Meeting (FTDM) が実施されています。欧米・オセアニアの国々における当事者参画型実践と親族里親の活用は主流な実践となりつつあります。

もし日本において試験的にケースを選択して活用するとなると、「親族との関係性が途絶えている」「親族への接触到時間を要する」「家族や親族に参画の意志がない」といった理由で実施されないという危惧もあります。精神的ハンディによりコミュニケーションが成立しない親、親族と絶縁状態にある親、親も親族も互いの関与を拒否するケースなどが、FGCに不適なのかという決してそうとは言いきれません。こうした事柄でもって支援者側あるいは支援体制上の問題を棚上げにして、FGCの開催を見送ることとなるのが懸念されます。コミュニケーションの問題があるからこそ、親族の関与が必要です。互いにかかわることを拒否していた家族同士が協働するよう、専門職がいかにかかわるかが問われなければなりません。FGCの根幹にある権利思想や、本来の目的を十分に共有する必要があります。基本的には深刻かつ実施が困難なケースほどFGCを要するといえるでしょう。

問題が軽微なケースにおいて予防的に活用することも考えられますが、そうしたケースは専門職が関与しなくても親族の支援を得ることは可能ですし、そうした親族関係が維持されているケースでの活用が一般化し、深刻なケースでの活用に消極的となることが考えられます。まず親族関係が途絶え、親が敵対心をもち、子どもの状況が危機的である深刻なケースにおける活用を検討すべきではないでしょうか。親族への情報開示を拒否する親や、参画を拒否する親族へのアプローチについて考えることが、参画型実践において必要不可欠であり、FGCの最重要検討事項です。場合によっては、FGCへの出席の動機付けを高める何らかの強制的介入も必要でしょう。イギリスではニュージーランドのように法律に規定されていないFGCを、ワーカーがどういったケースに適用しているかについて以下のように論じられています。

「FGCは、ソーシャルワーカーが行き詰まったり、家族と法に基づいたサービス機関との関係がよくなかったりするような、困難度の高いケースで活用される傾向にあります。確かに、個人的な衝突のために家族が会おうとせず、そこで家族が会うかどうか暴力的事態のような重大な結果を生み出すことに対して、ソーシャルワーカー間の不安は高かったです。こうした不安は根拠のないものでした。家族メンバーは出席し、耳を傾け、議論し、そして合意可能で、ときには創造的な計画を作り出しました」

当事者の意思決定を徹底して支えるという発想は、ソーシャルワークの目的や理念と一致するものであり、FGCをソーシャルワークの原点に立ち戻った実践と捉えることもできます。親、家族、親族だけでなく、子どもの参画も必要不可欠であり、代弁制度を含むその参画のあり方は国際的に関心を集めています。

また、家族だけの話し合いの時間がFGCの核であり、固有性であると主張する者もいれば、アメリカのオレゴン州で実施されているファミリーユニティ・ミーティングやFamily Team Decision Makingのように、専門職も交えた話し合いしか用意されていない家族ミーティングも存在します。アメリカではきわめて多様な段階で多様な家族ミーティングが活用されており、当事者の意向をできるだけ汲み取り、それを養育計画に反映させる努力がなされています。意思決定過程への家族参画を目的にした参画のあり方は、家族状況に応じて柔軟に捉えることが必要です。

しかしながら家族状況に応じて家族だけの話し合い時間をもつか、もたないかを専門職側が判断するとした場合、おそらく日本における現場では、馴染みがないだけに家族だけの話し合いを確保することに消極的となることが予測できます。専門職側が判断をするのではなく、原則的には家族だけの話し合いを確保することとし、家族員の集まりが悪い場合、家族の話し合いへの専門職の関与を考えてはどうでしょうか。子どもが生活していた世帯員しか集まらないようなら、虐待を維持させていたコミュニケーション・パターンが家族だけにした場合、再現される可能性もあります。そうした点からも、ファシリテーターやアドボケイトが、家族の話し合いに関与する方が望ましい場合もあります。親族や近隣といった世帯外の人がいることで、FGCの意義といえる家族を「ひらく」ことが可能となり、虐待を維持させていたシステム変化も可能となります。

FGCでは、基本的に専門職の存在が、家族内コミュニケーションを阻害すると考えられています。専門職の存在をつねに善として捉えるのではなく、意図的に存在しないということにこそ、FGCの固有性があると捉えるべきでしょう。

(2) FGC参画意欲の形成と適用性

① パーマネンシー保障と専門職の動機付け

FGCへの参画に向けた動機付けがない者に対し、いかにアプローチするかは大きな課題です。ニュージーランドでは先に述べたように、法律にFGCが規定されており、もし親がFGCへの参画を拒否した場合、裁判所にケースは送致され、永続的な親子分離が決定されることとなります。こうしたことが親のFGCへの参画の大きな動機付けとなっています。

また専門職側の動機付けとしてパーマネンシーへの認識の深さがあげられます。諸外国では子どものパーマネンシー保障に向けた取り組みが要請されているために、永続的養育場所を早期に決定する必要性があります。そのため養育計画の作成を目的に、FGCが活用されています。パーマネンシーの認識が希薄で、当事者参画意識が未成熟で、法律的枠組みがない我が国での活用を考えた場合、重大局面において活用することに消極的になるといえます。

ニュージーランドでは在宅ケースにおいてファミリー・ミーティングをソーシャルワーカーが開催することはありますが、FGCとは目的や意義が異なります。FGCは親子分離ケースにおいて子どもの安全やパーマネンシー保障を目的に、子どもの生活場所や子どもと親の支援サービスをインフォーマルなつながりの中で決定することを主たる機能としています。子どものパーマネンシーを保障するには、当事者を中心としたインフォーマルな支援体制、およびそうしたかかわりのある者からの情報提供が必要不可欠であるという認識に基づき、FGCが実施されています。乳幼児にとくにメリットがあり、その時期の子どもは親族の養育動機を高め、親族里親という選択肢を増加させる可能性が高いとも論じられています。我が国においても乳幼児ケースでは、その親族たちも比較的若いことから活用の可能性を示唆する声もあります。

日本ではいずれ家庭復帰できればいいという専門職の思いが結局、実親の状況改善に結び付かず、時の経過とともに子どもの年齢が上昇し、里親委託や家庭復帰が困難となるという悪循環が存在します。児童養護施設で虐待を理由に入所している子どもについては、家族再統合に向けた取り組みが不十分であることが指摘されています。措置期限を明確化し、どういった状況になれば子どもが家庭復帰できるのか、できないのかを明確化する必要があります。親にとって分離後そのことが不明確である不安感は大いし、子どもの措置を無期限で設定するということは、諸外国におけるパーマネンシー概念からは考えられないことです。

先に述べたようにニュージーランドでは5歳未満の子どもは6ヶ月、5歳以上の子どもは1年を限度に、親子分離がなされ、その限度を超えても家庭復帰が無理な場合、再度FGCが開催され、子どもの永続的居住場所が決定されます。日本においても子どもの時間感覚を尊重し、子どもの立場からパーマネンシー概念を徹底する必要があります。しかしながら措置期間を明確化し、家庭復帰不可能ケースと判断されても、その子どもが施設での生活を継続するとすれば、措置期限を明確化した意味がないといえます。一貫した養育者を提供できる里親や養子縁組を速やかに提供することが重要です。その際、子どものパーマネンシー保障に向け、措置期間や子どもの養育場所の開拓手段としてFGCの活用が考えられないでしょうか。血縁を重視する日本文化を考えると、親族里親の可能性は大きいです。今後FGCと親族里親の可能性について検討することが、子どものパーマネンシー保障において重要なことといえるでしょう。

② 参画に向けた関与方法

理想的には意思決定過程への参画は当事者の権利であるという認識がありますが、現実にはニュージーランドにおいても親は当初、子どもを取り戻すための手段として仕方なく参画するという状況が大勢を占めています。「FGCへの参画を承諾した親族がいないということも、その後の支援を考える上で重要な判断材料となります」「FGC招集過程における人間関係に関する情報は、その後の養育計画を考える上で重要な情報です」という声もあり、たとえFGCの出席者がいなくても、その招集過程で貴重な情報が得られるし、誰も参画しなかったという事実も重要な情報であると捉えられます。

また「虐待事実を明確化することは、非常に困難な作業ですが、FGCを介することで、明確化を促すことが可能ではないでしょうか」という指摘もあり、インフォーマルな関係性がFGCを介して強化されることで、家族がより「ひらかれ」、専門職が知り得なかった事実がより明らかとなるといった可能性も指摘できます。

実際に児童相談所等で実施となると、参画意欲の高い親に限定した活用になることが予測されます。それは親子分離を要するケースに主として活用されている諸外国における状況とは異なります。希望を失った人々が自らのストレングスを自覚し、エンパワすることがFGCの意義の一つでもあります。いかに参画意欲を高めるかは、最も重要な課題の一つであると考えられます。

「制度的に強制するより、ワーカーなど専門職との関係性の中でFGCへの参画に導く方がよい」という指摘もあるように、あくまでも専門職との関係性の中で、親自身からFGCへの参画や、親族への連絡に同意することがたしかに望ましいでしょう。法律における規定が参画への動機付けを高めるのは、親に対してだけであり、親族に対しては基本的にはコミュニケーションを通して、参画を促すこととなります。

当初は仕方なく半強制的にFGCに参画していた親が、FGC過程で主体的参画意欲をもつようになることがエンパワメント指向のFGCの目的です。FGCへの参画経緯が、自主性によるものか、半ば強制によるものかは、一概にどちらがいいと断言することはできませんが、日本での現実的活用を考えた場合、関係性の中で参画同意を得ることがまず必要となります。その参画意欲を高める方法としては、大きく分けて二通り考えられます。

一つはFGCへの参画がその後の自分にとって有利であるという思いを親自身が持つことであり、そうした思いをもつよう関与することです。たとえばFGCへの参画が、継続的な入所措置の回避につながるという思いを親自身がもつようなかかわりなどがあげられます。二つには親自身が自らの潜在力を自覚し、エンパワすることを目的としたかかわりが考えられ、これらを目的とした具体的プログラムや、関与方法の開発が必要といえるでしょう。

〈基本理解編文責 日本女子大学 林浩康〉



Ⅱ ファミリーグループ・カンファレンスの実際

ファミリーグループ・カンファレンス(以下、FGC)の歴史的背景、実践理論に引き続き、本節ではこれらを日本の児童相談所の現場にいか導入することができるのかというテーマについて、事例を通じて検討してみたいと思います。これから紹介する事例は、付録のDVDにある事例のシナリオにもなっていますので、是非DVDを見ながら事例の展開を追っていただけると、臨場感のある事例検討になるかと思えます。区切りごとに、若干のコメントを入れました。実践の手引きとして参考にしてください。

さて、虐待防止法が制定され、児童福祉法も含めて何度かの法改正がなされ、児童相談所には子どもを守るための強力な権限が与えられることとなりました。法律は児童相談所に何より子どもの命と安全を守ることを求めています。そのため、児童相談所はときに保護者の意向とは異なる介入を行わざるを得ず、対立的な関係から家族との関係が始まることも増えています。家族への最初のかかわりが、対立から始まるのが日常的なものとなってきている事実是否めません。従って、今日、私たち、児童相談所に求められているものは、たとえ対立から始まる出会いであったとしても、相談関係、パートナーシップを築くなかで、家族支援をすすめることであり、そのための実践モデルを構築すること、といえます。

そのことを実現に導くためには前節から述べている「当事者参画」という視点がポイントになります。家族支援を進めるためには当事者不在の支援が成り立つわけではありません。当事者が主役にならない限り、安全、安心な家族など望むべくもなく、このことは当然のことといえます。しかしこの当然のことが見えにくくなってしまっているのが、これまでの子ども虐待における家族支援であったと思います。

あたり前のことでも、そのことをよほど意識して、構造的に進めないで実現できないのが当事者参画の実践です。対立関係からの相談の始まりですから、北風が激しく吹いている足場の悪い中でも作業を始めなければならないのです。よほど、しっかりとした足場を組み立てなければなりません。

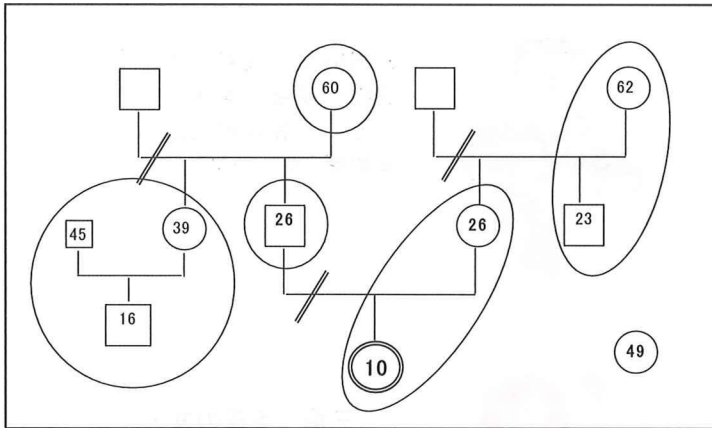
FGCは、当事者参画を進めるためのソーシャルワークのあり方であり、当事者の意見表明と意思決定を権利として担保するものです。また、児童相談所が進めようとする対立から始まる(始まらざるを得ない)虐待家族への支援においても有効な実践モデルを示します。

ここに示した事例は、個別の事例に言及したものではありませんが、事例の展開は児童相談所が日常的に直面するものとなら、変わりはありません。ある意味、典型的な事例を示しました。前半は、対立からパートナーシップを結ぶまでのプロセスを示しました。特に、対立関係や、相談動機の乏しい家族とのかかわりは、決して簡単なものではありませんが、私たちがこれまでの実践の中で有効であると感じたものを、事例に即して説明しています。後半は実際のファミリーグループ・カンファレンスの展開を児童相談所の現場にアレンジしつつ示してあります。

ここに示された当事者参画による家族支援の実践モデルが、ささやかでも児童相談所をはじめとした様々な家族支援の現場のお役に立てることを期待します。

事例の概要

～ ファミリーグループ・カンファレンスを経て伯母夫婦が家庭引取りをした事例 ～



実母は高校中退後、水商売に就いた。そこで実父と知りあい結婚した。経済的に苦しいこともあり、実父の実家で父方祖母と同居した時期もあった。まもなく本児が生まれた。

本児が生まれる頃より、実父は仕事をしなくなり実母に暴力を振るうこともあった。父方祖母も父方伯母も心配して、相談に乗ってくれた。とりわけ、父方伯母は実母のよき相談相手であった。しかし、結局、実父の生活態度は変わらず離婚に至った。本児が、5歳のときだった。その後、父方実家とは疎遠となった。

母子はF市に転居し、生活を始めた。実母は母方実家に戻ることも考えたが、母方祖母の強い反対を押し切って高校を中退し、水商売に入ったこともあり、いまさら相談をすることはできないという思いだった。

母はより効率のよい水商売を転々とし、その間は本児をベビーホテルに預ける生活を送った。ベビーホテルは高い料金を取られたが、実母は当時それ以上の収入を得ていた。しかし、母親の心労は募り、毎日の深酒は実母の心身を徐々に蝕んでいった。

本児は、昼間実母が仮眠をしている横で過ごし、夜はベビーホテルで過ごす毎日を送っていた。それでも、実母は休みの日には本児を連れて遊園地に出かけたり、外食に連れて行った。



小学校に上がるようになると、実母のアルコールへの依存が強まり酔いつぶれるように寝てしまう毎日が続いていた。実母が仕事から帰るまでは、実母の友人(彼氏?)が本児の面倒を見ていたというが、一人で過ごすことも多かった。本児は、実母の帰りをじっと待っていた。

そのような状況の中で、本児は遅刻しながらも学校に通うことができていたが、泥酔している実母と過ごす毎日が続く、しだいに学校を休みがちになっていった。ここで学校が家庭の状況を知るにいたり、母親に指導したが、生活状況ははかばかしい改善が見られなかった。



一方、本児が夜間一人で過ごしていることが、近隣でも話題になっていった。ある日、心配した近隣の方が児童相談所に通告したことで、児童相談所は夜間に家庭訪問し本児が一人であることを現認し、職権により一時保護を実施した。



その時点で実母に連絡する方法がなく、家庭訪問した児童福祉司は実母に児童福祉法に基づき一時保護した旨と、すぐに児童相談所に連絡がほしいことを手紙に書いて、アパートの扉にはさんだ。

主な登場人物の紹介



実母：山下智子。
本児：山下幸子。



父方伯父：長谷川さとる。
伯母：長谷川尚子。
いとこ：長谷川ただし。
まめ柴(犬)：ハナ。



母方祖母：山下節子。



三堀：実母の友人。
スナックのママ。



佐久間先生：幸子の担任。



担当児童福祉司：佐藤。
担当児童心理司：佐々木。
親子支援チーム：鈴木。
親子支援チーム：杉山。
担当児童指導員：山下。

ほか



1 出会いからファミリーグループ・カンファレンスの準備まで

(1) 通告(対立から始まった家族と児童相談所の出会い)

実母から児童相談所に電話があった。実母は強い口調で子どもを保護したことについて不満と怒りを訴えた。

実母： 子どもを一人にしたのはいつもではありません。たまたまその日は一人だったんです。母子で生活するのに、夜の仕事しかないでしょう。いったい、これ以上何をすればいいんですか、あるのなら教えてください。

担当児童福祉司： 突然のことで、お母さんがお怒りになっているのは当然のことと思います。お話を聞いて、さまざまな事情があって、このようなことになっていることはわかりましたが、児童相談所としては小学校の4年生の女の子が夜間ひとりで生活していることはどうしても認めることができないんです。今回のことは法律に基づいて行われたことです。ですから、やはり、おうちにお子さんを帰すということになるためには、法律に基づいて判断されることになるんです。法律に基づいてもう大丈夫、安全・安心な生活が保障されると判断されることが必要になります

実母： じゃあ、どうすればいいの。

担当児童福祉司： お子さんも、お母さんも安心した生活ができるために児童相談所も一緒に考えたいと思います。そのためには、ぜひ一度、児童相談所においていただいて、これまでのお母さんのご苦勞を聞かせていただきたいんです。

職権一時保護

一時保護の告知

子育ての苦勞を聞かせてほしいという文脈(コンテキスト)

実母：行けば、すぐに子どもを返してくれるんですね。

担当児童福祉司：お子さんの安全と安心が確認されなければお返することはできません。ですから、そのことをお話したいんです。

実母：話すだけで何が変わるの。児童相談所がいったい何をしてくれるの。

担当児童福祉司：一緒に考えたいんですよ、お母さん。

実母：もういいです。好きにしてください。児童相談所で一生あの子の面倒を見てください。

担当児童福祉司：お母さん……

実母：もういいです……

担当児童福祉司：お母さんはお子さんのことを思うからこそ、これほど熱心に、一生懸命お話をしてくださっているんですね。

実母：……

担当児童福祉司：だから……もつとつと、お母さんのお話をお聞きしたいんです。私たちは聞かなければならないんです。

実母：……

実母と児童福祉司の電話での会話は長時間続いた。実母は児童相談所へ来所することだけは同意した。

怒りへの対峙

リフレイン：
母の怒り→子どもを思う気持ち、熱心さ

Comment & Key Word： 一時保護の告知 対立 怒りの意味 リフレイン

児童相談所は何より子どもの命と安全を守るため、ときに保護者の意思に反してでも子どもを保護することが求められています。したがって、保護者との最初のかかわりが、怒りに対峙することから始まり、対立が避けられないような状況から支援が始まることもめずらしくありません。

ここに紹介した事例も、保護者の怒りからかかわりが始まっています。

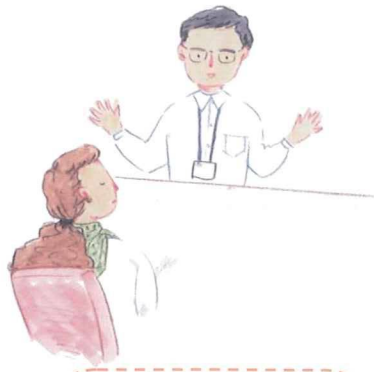
私たちは、まず、保護者に一時保護を実施した理由を法的な根拠に基づき、毅然と説明する必要があります。突然の強制介入に多くの保護者は怒りを示します。私たちは、ときに遭遇する保護者の理不尽な要求、言動に何ら妥協する必要はありません。しかし、一方で、保護者の怒りの意味を考えなければなりません。

保護者はたとえ虐待にいたったとしても、それまでに保護者なりに子育てに努力し、悩み続けてきたのかもしれませんが。保護者の「私たちのことをどこまでわかっているのか」という思いは、子どもを奪われた喪失感、これまでの子育てを否定された喪失感とあいまって怒りとして増幅します。私たちは、保護者のこれらの心情に敏感であるべきであり、行為としての虐待を否定するとしても、保護者が大変な状況の中で取り組んできた子育てに対しては、十分なねぎらいをしなければなりません。そして、「これまでの子育てのご苦労をお聞かせください」と、保護者のそのとき置かれている心情に沿って、話に耳を傾けることが必要です。

ときに保護者は怒りが攻撃性となって表れることがあります。児童相談所職員も、保護者の怒りに圧倒され、返す言葉が見つからないというような一方的な状況となるときがあります。そんなときは対立の流れを変えるための対話が必要になります。子育てに対するねぎらいを丁寧に行うことも対立関係を変えることにつながります。さらに、攻撃的な態度を「お子さんのことを思うが故の熱心な態度」とリフレインすることもあります。また、児童相談所に対しての不満が強い場合は、逆に「突然介入されれば、怒るのも当たり前です。私たちはもっと話を聞かなければいけない。もっと話を聞かせてください」と逆説的に対応することも有効かもしれません。いずれの方法をとっても、関係が取れなかったり、理不尽な攻撃にさらされることもあります。状況によっては、児童福祉法28条も支援の枠組みを作るために必要な場面もあるでしょう。

いずれにしても、この場面は、児童相談所として最も緊張する場面であり、対立から相談にいかにか文脈(コンテキスト)を変える展開にもっていかけるかが問われる大切な場面となります。今後の支援の方向性を決めるといってもよいでしょう。

対立も支援の始まり、と希望を持ちたいものです。



(2) 実母との面接のはじまり (子どもを返してください)

児童相談所に来所した実母は電話での興奮した様子は少し収まっていたものの、電話での主張を繰り返した。子どもをとにかく返してほしいと訴えたが、児童福祉司は子どもの安全と安心が確保できない限りお返しできないことを繰り返し説明した。あわせて、実母のこれまでの子育ての苦労を紐解き、ねぎらった。

しばらく話し合いはこう着状態となったが、実母は児童福祉司の言葉にも徐々に耳を傾けるようになっていった。そして、児童福祉司の「お母さんはこれまで誰にも頼らず、大変なご苦労の中で子育てをしてきたんですね。本当は子どもを一人で置いて仕事に出ることはつらかったのではないですか。」という言葉に、うつむいて言葉を詰まらせた。

子育てに対するねぎらい
(コンプリメント)

担当児童福祉司：お母さんはこれまで誰にも頼らず、大変なご苦労の中で子育てをしてきたんですね。本当はお子さんを一人で置いて仕事に出ることはつらかったのではないですか。

実母：…(うつむいて言葉を詰まらせている)

虐待以外の場面に目を向ける対話

担当児童福祉司：昨日の夜に幸子ちゃんを児童相談所につれてくるとき、幸子ちゃんは「お母さんが心配するから、家で待っています。私は大丈夫です。」って言ってましたよ。優しいお子さんですよ。普段のお母さんが幸子ちゃんを大切に育てていることは、幸子ちゃんの様子を見れば私にもわかります。

実母：…本当は私もこれでよいとは思ってなんかいません。仕事をしていても、いつも幸子のことが気になっていました。好きでこんなことしているわけなんかじゃないですか。

虐待を認めず、それに至った事情を理解する

担当児童福祉司：そうですね。よくお話してくださいました。私たちとしては、夜間、お子さんを一人にしておくことを認めることはできないんですが、お母さんがやむにやまれない事情でこうなってしまったことも理解したいと思います。ですから、幸子ちゃんもお母さんも安心して生活ができるように一緒に考えていきたいと思います。

実母：時間がかかるということですか。

SV:スーパーバイザーの略保護者と対峙する場面での同席

SV：担当の佐藤が電話でもお伝えしましたが、今回の一時保護は法律に基づいて行われたものですから、法律に基づいて児童相談所が幸子ちゃんにとって、安全・安心な生活が確保されたということにならないと家庭引き取りはできません。

実母：じゃあ、どれくらい。

家庭引き取りの条件
→法に基づく安全・安心な生活の確保
→保護者と児童相談所の協働のテーマ

SV：今はなんとも言えません。これから調査をさせていただいて、相談しながら見通しを示すということになります。

実母：調査って。

子どもを一人にせざるを得なかった事情

SV：お母さんの生活状況や、幸子ちゃんを一人にせざるを得なかった事情などについてです。お母さんや幸子ちゃんのことをもっといろいろと知ること、どんな応援をすればよいかを私たちは理解しないとイケないと思います。

実母：何をするんですか

支援プラン
:巻末資料参照

SV：今後何を調査するのか、どのような条件が整えば家庭引き取りになるかその見通しについてお母さんに『支援プラン』という形でお示しいたいと思います。

実母：支援プラン……

SV : ですから、見通しを立てるためにもこれからお母さんは児童相談所に通っていただき、また、私たちが家庭訪問をさせていただきますと考えています。

実母 : 通わなければならないことはわかりました。……それで、今日は幸子には会えるんですか？

担当児童福祉司 : ……

Comment&Key Word : 共通の目標 見通しと可能性 子育てのねざらい パートナーシップ

実母は児童相談所に来所し、担当者とSV(スーパーバイザー)と話し合うことになりました。実母の気持ちの中には、まだ児童相談所への怒りがふつふつと渦巻いているに違いありません。しかし、児童相談所に来てくれたことは確実に相談に向けた第一歩になります。怒りを抱きながらも来所した実母を十分ねぎらうことが大切です。

ここでの実母は、まだ児童相談所に対し子育てについて相談しようとする気持ちはほとんどないでしょう。とにかくどうすれば子どもを返してもらえるのかという、今まさに目の前にあることだけが、実母の来所目的になる場合が多いでしょう。それでも、私たちは実母のこの刹那的な気持ちにこそ注目しなければなりません。まだ怒りが収まらない実母は「どうすれば子どもを返してくれるのか」と担当者に詰め寄るかもしれません。そのときこそが、保護者と児童相談所が目標を共有するチャンスになります。「法律は子どもの安全、安心な生活を保護者に求め、児童相談所にはそのことが実現できるように支援することが求められているのです。だからこそ、お母さんと私たち児童相談所は法律の求めに応じ、協力して目的を達成させなければならないんです」という保護者と児童相談所の協働のストーリーを創っていくことがテーマになります。対立関係を外在化するという視点、大きな法律の中に保護者と児童相談所は存在するというメタファー(隠喩)が共有されることがポイントとなるでしょう。

保護者と児童相談所がこれらの文脈の中に入ると「じゃあ、何をすればいいのか」や「それはどのくらい時間がかかるのか」などと質問してくるでしょう。保護者の怒りは、子どもをとられた怒りだけでなく、この先の見通しが見えないことに対する不安に対する怒りという場合もあります。さらに言えば、児童相談所が見通しを示すことができないことが、怒りを増幅している場合さえあります。ここでは、もちろん保護者にとってだけ都合のよい安易な見通しを示すことはできません。しかし、家庭引取りの条件、それを実現するための具体的な方法、評価および判断の仕組みなどを保護者にわかりやすく示す必要があります。そして、そのことを進めるために「支援プラン」があります。「支援プラン」は、これから保護者と児童相談所がパートナーシップを結び目標を達成するためのガイドマップであり、あらためて相談の契約を交わすという意味もあります。

神奈川県児童相談所の場合、たいていはA4の横書きにフローチャートで示されたもので、事例ごとに様々なものがあります。本事例では、比較的早い時期に相談関係ができたことから、「支援プラン」自体を家族、親族参画によりファミリーグループ・カンファレンスを通じて作成していくという支援が組み立てられていきます。

(3) 実母が親族に連絡を取ることを決心するプロセス

その後、実母は定期的に児童相談所に来所し、児童福祉司と面接を重ねた。少しずつではあったが、子どもへの思い、自分自身のことを語り始めた。一方で、実母が抱えている多くの課題もわかってきた。経済的な問題や仕事のこともあったが、何より問題だったのは実母には深刻なアルコール依存がみとめられ、状態は入院治療が必要なレベルであったことだった。

一方、幸子は一時保護所での生活になれ、職員との関わりに安心感を持つようになる。在宅でいたときのような聞き分けのよい子どもから、時にわがままも言うようになっていった。

今の生活状況での家庭引き取りは難しく、児童福祉司は実母に、親族などで実母の生活が安定するまで面倒を見てもらえる人はいないか聞いた。実母は「頼れる人がいれば、とっくに頼んでいた」と力なく答えた。



担当児童福祉司 : お母さんは「頼れる人がいれば、とっくに頼んでいた」って言ったじゃないですか、…実際にこれまでに頼んだことはあるんですか。

実母 : この前も話したけれど、私の母親とは5年前に家を飛び出してからは、ほとんど連絡もしていないんです。結婚も反

対されていたけれど、無理やりしちゃって、挙句にこんな風になっちゃったからとても頼むことはできない。弟には、今でも時々連絡しているけれど…

担当児童福祉司： 弟さんからは何か…

実母： ……心配はしてくれていますが、まだ 23 歳で、仕事を始めたばかりですから…

担当児童福祉司： 弟さんからお母さんのことは話が出ないんですか

実母： ときどき……心配はしてくれているようです。ありがたいと思うけれど、とにかく、いまさらお願いなんかできないんです。こんなこと知らせるわけにはいかないんです。無理です…

実母に対する母方祖母への
思いの直面化

担当児童福祉司： そうですね。私の感想ですが、自分の娘と孫が困っているときに、そのことを知らせないことが、おばあちゃんへの配慮とは、言えないように思えるのですが、いかがですか。

実母： でも……やっぱりできない。

担当児童福祉司： おばあちゃんは本当は、お母さんからの連絡を待っているんじゃないでしょうか。そのことをお母さんもわかっていて……私にはそう思えてなりません。

実母： ……(うつむく)会えば、これまでのことを話さなければならない。もう、これ以上は心配をかけたくないし、……弟からは体調も悪いと聞いています…。

実母の思いへの共感

担当児童福祉司： そうだったんですね。お母さんへの気遣いや、いろいろな思いがおりなんでしょうね…。

実母 ……

担当児童福祉司： ……連絡だけでも取られてみてはいかがでしょうか。

実母： 今回のことは、私がまいた種ですから…。

一人で刈り取らなくてもよい
というメタファー

担当児童福祉司： でも一人で刈り取らなくてもいいんじゃないでしょうか。

実母： ……

実母は親族に連絡を取ることに不安を示した。それでも児童福祉司は親族への連絡を働きかけた。決心できない状態は続いたが、それでも、少しずつ気持ちは動いていった。

担当児童福祉司： 幸子ちゃんとお母さんにとって、現状でできる限りの最善の方法を考えたいんです。

実母： ……どうしろって言うんですか。(少し、いらいらした様子)

担当児童福祉司： ご親族と連絡を取って見ませんか。それで、先方が会えないというのなら、私もあきらめます。ですから、考えてください…。

実母： 誰に連絡をとるんですか。

担当児童福祉司 お母さんが了解いただけるなら……まずは、母方のおばあちゃんです。

それと、お母さんが以前、話してくれた、とっでもお世話になったという父方の伯母さんです。それと…

実母：連絡を取った方がいいんでしょうか……

担当児童福祉司：お迷いになる気持ちはわかりますが……

実母：……

担当児童福祉司：もう、お母さんだけで頑張らなくてもいいし、お母さんだけで解決できる限度を超えているように思います。幸子ちゃんにとって今どんなことが必要であるのか、考えることが大切なんではないでしょうか。

実母：……いきなり、児童相談所から連絡されると母も、義理の姉も何事かということで、びっくりしてしまいます。……それなら、私から連絡をした方がまだ……でも……少し、気持ちを整理したいので、時間をください。



Comment & Key Word : 対立から相談へ 直面化 親族への連絡

既にこの場面では、対立関係はおおよそ解消し、実母との相談関係ができつつあります。ここで、担当児童福祉司は家族に連絡を取ることを提案していますが、実母はかたくなに拒んでいます。担当児童福祉司は自身の思いを開示し、実母の祖母への思いを直面化しています。

親族との関係に確執がある場合もあるし、ここで紹介している事例のように親族に迷惑をかけたくないという場合があります。保護者の心情としては整理のつかない様々なアンビバレントな思いが潜在しています。

児童相談所は保護者の意向に反して、親族や知人に連絡を取ることは許されないでしょう。その点で言えば、ファミリーグループ・カンファレンスが制度的に確立している場合であれば、親族に連絡を取ることが子どもの生活の場や、進路などを決定する場合の必然となるのですが、わが国の場合は事情が異なります。従って、親族等に連絡を取り、子どもに関わる相談を展開する場合には、どうしても保護者が親族に連絡を取ることを決心するプロセスに関わっていくことが大切になります。このことも大切な家族支援のひとつといえます。もとより、虐待ケースは親族や、地域から孤立していることが問題を深めてきた場合も少なくなく、働きかけがなければ、やはり家族の孤立化にベクトルは動いていきます。そんな家族にとって、親族に連絡を取ることができたこと自体が、孤立化してきた家族の壁を崩していくことにつながるでしょう。家族支援の大きな一歩を進めることとなります。

ところで、親族に連絡を取ることができないことの原因が、保護者にとっては連絡を取ることが、自分自身の無力さを露呈すること、責任を問われることにつながりやすいことも大きな要素になっている場合があります。支援者は、親族に連絡を取ることが、保護者にとって新しい家族の物語を構築するための大切な一歩であるというコンテクスト(文脈)を作ることができるかが、支援の大切なポイントです。

(4) 援助方針会議

援助方針会議にこれまでの調査結果が報告された。

母子の関係は比較的良好であり、幸子も実母も早期の家庭復帰を望んでいた。しかし、実母自身にアルコール依存の問題があり、入院治療が必要であること、実母の養育力を補う社会資源をすぐには確保できないことから、現在の実母の生活環境に戻すことは困難であると判断していることなどが報告された。

担当者はしばらく疎遠であった親族等に連絡を取り、親族による幸子の養育や母子への何らかの支援の可能性を検討したい、と訴えた。

司会者(課長)：それでは、次のケースは山下幸子さんですね。もう既に、保護されてから三週間以上経っています。今日は、今後の見通しについて検討したいと思います。それでは、担当の佐藤さんから経過を報告してください。

担当児童福祉司：援助方針会議には、何回か出していますので、これまでの経過はわかっていたと思います。これまでの報告では、児童養護施設等を利用しながら実母のアルコール依存の治療と、生活環境の整備を進め、親子支援チームの支援を受

親子支援チーム：
神奈川県では各児童相談所に虐待事例の親子関係の再構築、再統合支援を実施する専従チームが配置されている。
基本的に強制介入には関わらず、家族支援を中心に関わる。

けながら再統合を目指すという方向性が出されていました。

ただ、その後の調査で、分かれた実父の親族や、母方の祖母などが比較的近くに住んでいて、今でこそ疎遠になっていますが、以前はずいぶんと交流があったことがわかってきました。ただ、実母としては、これまでいるんなことがあって、今は連絡を取ることに消極的といえますか、迷っています。

司会者(課長) : そうですか、それは、すこし、期待できる情報ですね。

担当児童福祉司 : はい、そうです。でも、実母はかたくななところがありますから、…これって、やっぱり、実母の同意がなくて連絡をすることは難しいですね。

司会者(課長) : 無理だと思うよ。親権者の許可を取らずに連絡をとることまでの権限は私たちにはないと思う。それに、ようやく対立関係から、ここまでの関係になれたんだから、実母の気持ちに沿って支援すべきだよ。

担当児童福祉司 : そうですね。少し、一時保護が長くなってしまうかもしれないんですが、お母さんが親族に連絡を取れるように時間をかけて、働きかけていきたいと思うんです。それで、親子支援チームと話し合ったんですが、あらためて、実母と幸子ちゃんに親族や母子を応援してくれる方たちに集まってもらって、ミーティングをすることを提案してはどうかという話になっています。

司会者(課長) : 合同ミーティングの実施ですか…それでは、そのあたりを親子支援チームの鈴木さん、説明してくれますか

親子支援チーム鈴木 : はい。いろいろ担当でカンファレンスをしているんですが、実母には、こういった方法がありますよ、と示したほうが、受け入れやすいんじゃないかなと思って、提案したんです。幸子ちゃんのところもそうですが、親族に連絡を取ることに戸惑いがある家族が多いんです。みすみす、親族からの支援の可能性をなくしちゃうのはとても残念で…何かきっかけを、お母さんの背中をそっと押せるようなことができるといいと思うんです。

司会者(課長) : そうですか、具体的なプランがあれば教えてください。

親子支援チーム鈴木 : まだ、どれくらい可能性があるか、母子の説得や、親族調査も進めないといけないんですが、もし、可能性があればファミリーグループ・カンファレンスの手続きで進めてみたいと思います。

司会者(課長) : ファミリーグループ・カンファレンスっていうのは合同ミーティングをさらにすすめて、家族だけで話し合う時間を作ったり、決定をゆだねるような方法だよ。

親子支援チーム鈴木 : そうです…細かく言えばいろいろありますが…。家族に決定を委ねるといっても、それまでには丁寧な説明を行っていきましょ、家族の意思決定が不適切だと思えば援助方針会議での合意は得られないということも説明します。家族が、自らのことは、家族自身が決めるということで、家族の潜在的な可能性、力を引き出すことが目的の当事者参加型ミーティングです。

司会者(課長) : そうすると、家族だけの話し合い、ファミリータイムって言うんだっけ。そのときは、職員は入らないんだよね。母方祖母と実母には確執があったって聞いているけれど、その場で口論が始まって収集がつかなくなるってことはないの。…それでも、家族だけで話し合ってもらってこの目的は…何ですか。

親子支援チーム鈴木 : 先ほどお話ししたことと重なりますが、自分たちのことは自分たちで決めてもらうということにつきます。子どもや保護者にすれば、いくつもの選択肢を検討する

合同ミーティング :
親子支援チームがコーディネーターとなって行われる当事者参加型ミーティング。
参考文献参照。

ファミリーグループ・カンファレンス (FGC)

意思決定
(デザインメイキング)
当事者参加型ミーティング

ファミリータイム

ほどの余裕はないですし、児童相談所にある部分の結論をゆだねざるを得ないというのが実情だったのかもしれませんが。そうなると、いつまでたっても誰かに決められたことを行っているということになって、自ら問題を解決していこうということにはつながらないんだと思います。

司会者(課長) : ファミリーグループ・カンファレンスの方向で母子や親族などにこれから働きかけていくということですね。それでは、心理担当、子どもの様子を教えてください。

児童心理司 : はい。えーと、これまで会ったところの印象ですが…知的には普通域以上の力があります。心理テストなどでは自責的な面も窺えます。自分が我慢すればよいといった傾向です。母への思いは強いんですが、そのことを素直に表現できないところがあります。

どちらかという、過剰適応的で、自己抑制が強いといえると思います。時間をかけて、本児の気持ちを表現できるように支援していきたいと思います。

司会者(課長) : そうですか続いて保護所の様子を教えてください。

児童指導員 : 今、佐々木さんが言ったことと重なりますが、やっぱりすごくよい子で、ちっちゃい子の面倒をよく見てくれます。なんか、小さなお母さんみたいです。実母との面会も、別れ際はさびしいはずなのに、何か笑顔を見せて、いじらしく感じます。

司会者(課長) : よく、幸子ちゃんが置かれている様子、大変な中で生き延びてきた様子がわかる報告でしたね。それでは他の方、どこからでもいいので意見を出してください。

職員1 : はい、いいですか(手を上げて)…家族だけの時間を設けて話し合ってもらおうということの方が家族に当事者性が生まれるということはわかるけれど、話し合いがどの方向にいっちゃうかわからないのは心配だし。実母への糾弾の場にならないか心配ですが…

親子支援チーム鈴木 : 事前に参加者には面接や家庭訪問をして、母子に対するの思いなども含めて調査しようと思います。ファミリーグループ・カンファレンスの目的も説明します。今回の場合は参加してもらうように声をかけるのは、母子に対して何とか応援をして、早く母子と一緒に暮らせるようになることを願っている方だけです。

それでも、過去の確執はあったのは事実ですから、そこは一定の配慮が必要ですし、家族だけの話し合いのときファミリータイムといいますが、そのときは話し合いのルールを確認します。話し合いがあらぬ方向に行った場合も想定されますが、話し合いの結論がそのまま決定にならないこと、児童相談所の援助方針の決定を経なければならないことは重々説明していきたいと思います。

職員2 : はい、いいですか(手を上げて)…多少のリスクはあっても、家族や親族が集まって、当事者としてこの先のことを考えてください、というのはとても大切だと思うんです。虐待ケースだと、親族に連絡を取ることに拒否的だったり、私たちがどうしても指導的にやってしまうことがありますよね。ファミリーグループ・カンファレンスのことはあまりよく知らないけれど、家族や親族の潜在的に持っている力に注目するためにも、可能性があるケースはぜひやっていけるといいと思います。

担当児童福祉司 : そうですね。私は、このケースはその可能性があると思うんです。

職員3 : はい、(手を上げて)…子どもの立場から言うと、いつの間にか自分の行き先が決まっちゃうということがあるじゃないですか。それは、とつてもよくなくて、やっぱり子どもの年齢に応じた形で、子どもに意向を聴いて、意向に沿わないとしても十分に説明をする、ということが大切だと思います。そのことをぜひよろしくお願いします。



家族のもつ潜在的な力への注目

子どもの意向の尊重と説明責任

担当児童福祉司：わかりました。ありがとうございます。

司会者(課長)：それでは、大きな方向性としては、家族、親族を巻き込んで今後の進路を検討していくということよろしいですね。新たなアプローチとしてファミリーグループ・カンファレンスという手続きについて提案されましたので、今後母子や親族に提案して、進めていくということですね。……実母が、親族に連絡を取る決心ができるかがポイントですね。

Comment & Key Word : 家族の見立て パターナリズム ドミナントストーリー ストレングス

児童通告から始まる介入は、家族のもっとも不安定な場面の情報を児童相談所に与えることが多いと思います。児童相談所はその情報に基づき、リスクアセスメントを行い、そのことによって家族のみたてを行います。通告は、当然のことながら虐待を疑うことについてですから、この文脈においてはどうしても、家族の持っている、問題、欠点、弱みに注目が集まってしまう傾向は否めません。

ところが、家族には私たちに通告として寄せられた情報だけでは読み取れない可能性、潜在的な力、リソースが必ずあります。虐待家族とされたとしても、いつも、いつも虐待が起きているとは限りません。虐待だけに彩られた家族ということでもありません。私たちは、虐待の原因を追求し、ときに強制的な介入により問題を解消させる指導、支援も必要ですが、一方で家族の可能性を家族と共に見つけ出すことで、虐待家族というドミナントストーリー(人々の間で構築される、その人の人生を制約したり、規定したりする支配的な物語)から新しいストーリーを構築するためのパートナーシップに基づく支援を進めていくことが求められていると思います。本事例では、家族の支援を進めるために当事者参画の実践をすすめたいという提案がなされています。当事者参画の実践は、それまで虐待家族として見られてきた家族が、自己肯定感、自尊感情を回復する場を作り出します。そのことによって私たちはあらためて、家族の可能性、潜在的な力、リソースに気づくことができるのです。

実際の援助方針会議では、なかなか時間がなく本事例のようなカンファレンスは難しいかもしれませんが、時には、虐待という事象におおい尽くされて見えにくくなっている家族の力に焦点を合わせるカンファレンスが必要に思います。

(5) 実母に対してファミリーグループ・カンファレンスの提案

その後、実母は父方伯母に連絡を取ることができた。父方伯母は、実母からの久しぶりの連絡を喜んでくれたという。しかし、母方祖母にはいまだ連絡が取れないと、力なく答えた。これまでの実母と祖母の関係がうかがい知れた。

実母：どうしても、母には連絡が取れません。

担当児童福祉司：そうですね、もう5年も連絡とっていないんですね

実母：そうです。

担当児童福祉司：5年前はどんな感じだったんですか

実母：5年前は離婚のこととか、いろいろあって、ごたごたしていましたから、いつも会うと、「これから、どうするの、幸子はどうするの」って言われました。心配して言われていることは、わかっていたのですが、私自身も全く余裕がなくて、最後は言い争いになって、「ほっといて」って、実家を飛び出してしまいました。

担当児童福祉司：その言葉が最後だったんですね。

実母：今でも、その場面がよみがえります。

担当児童福祉司：確かに、連絡は取りにくいですね。

実母：私もどうしていいか、わからないんです。

担当児童福祉司：もう少し、時間が必要ですか。

実母：時間があれば連絡することができるかなあ？ 私自身の問題ですね。



担当児童福祉司：悩むのは当然だと思いますよ。

実母：連絡を取ったほうがいいのはわかっているんですが……

担当児童福祉司：ええ……

実母：さっきから、おんなじところをぐるぐる回っていますね。

担当児童福祉司：この間、あわただしく、ことが進んでいますから、少し足踏みするのもしないじゃないですか。

実母：……

その後、さらに日を置いて実母から祖母に連絡を取ることができたという連絡が入った。児童福祉司は実母の勇気をねぎらった。祖母は実母からの連絡に対して、涙を流し、そして、実母と幸子のことを心配してくれたという。実母は、この5年間の胸のつかえが、ほんの少し取れたと話した。

担当児童福祉司：おばあちゃんとはどんなことをお話されたんですか？

実母：あんまり話にならなくて。

担当児童福祉司：そうですね、5年の出来事を説明するのは大変ですよね。

実母：それでも、今の生活について話したら、言葉を詰まらせて……

担当児童福祉司：そうですか……

実母：大変だったね、苦労したね……って言われました。

担当児童福祉司：大変だったね、苦労したね……って……

実母：何か、意外な気がして……

担当児童福祉司：意外な気がしてって言うのは……

実母：以前は、いつも小言ばかり言われていたような気がしていたんです。だから、今回も心配してくれているのはわかっていますが、これまでのことをなんて説明しようか、そして、今、児童相談所に保護されていることをどう説明したらよいかずいぶん身構えて、連絡したんです。

担当児童福祉司：何が、おばあちゃんをそんな風にさせたんですかね。

実母：よくわかりません……時間ですか……

担当児童福祉司：……時間ですか……それで、今度いつ会おうみたいな話には、なつたんですか？

実母：そうですね。でも、幸子は今、一時保護所にいるから佐藤さんに聞いてみないとわからないってことを話しました……

担当児童福祉司：それだと……私から連絡したほうがいいですか？

実母：そうですね、お願いします。

実母の戸惑いへの共感



家族(ファミリーグループ)を
拡大していくことの提案

担当児童福祉司 : ひとつ提案なんですけど、いいですか。おばあちゃんや、伯母さんに連絡がとれてこれからそれぞれの方にお母さんや、幸子ちゃんそして、私がお会いしますよね、それで、私どもとしては、これまでの経過を説明して、幸子ちゃんのこれからを一緒に考えていただけませんかと提案するわけです……

実母 : なんか、みんなに迷惑をかけてしまうようで、気が進まないんですが……

担当児童福祉司 : そうですか。でも、今は幸子ちゃんにとっても、お母さんにとっても、とっても大切な時だと思えます。だからこそ、みんなで話し合っ、これからのことを決めていけるといいなあ、と本当に思っているわけです。

実母 : ……

もつれた糸というメタファー

担当児童福祉司 : もちろん、無理強いをして、幸子ちゃんを何とかしてほしいなどというつもりはありません。私たちとしては、少し、もつれた糸を解いて、家族や親族でお話していただける機会を作らせていただくという気持ちです。

実母 : 糸は結構もつれていると思いますが……

担当児童福祉司 : そうですか……それで、もつれた糸を、少し解きながら家族や親族でお話ができるようにすすめていく方法がありまして……

実母 : ……

ファミリーグループ・
カンファレンス(FGC)の提案

担当児童福祉司 : お母さんや、幸子ちゃんを応援してくれる人に集まってもらってこれからの幸子ちゃんとお母さんの生活について一緒に話し合ってもらえます。ファミリーグループ・カンファレンスという方法があります。ここにファミリーグループ・カンファレンスの案内パンフレットがありますので、見ていただけますか。

ファミリーグループ・
カンファレンス(FGC)案内
パンフレット、巻末参照

実母 : ……

担当児童福祉司 : 順番にパンフレットを説明しますね。

Comment&Key Word : 親族への連絡の決心 FGCの提案 FGCパンフレット

説得の末に実母はようやく母方祖母と連絡を取ることができました。しかし実際の事例では、かたくなに親族と連絡を取ることを拒む事例も少なくなく、話し合いもなかなか進まないということもあるでしょう。親族に連絡を取るための手立てとしては、連絡を取らざるを得ない状況を意図的に作り出すという方法、たとえば「親族の支援を受けることが家庭引取りの条件です」などがあります。また、お母さんと幸子ちゃんの応援団を集めたい、などとして実母の動機を高めていく手だてがあるでしょう。いずれにしても、実母にとって、連絡を取ることに肯定的な意味がないと家族を拡大していくことはできないのです。

この事例では、実母にFGCを提案しています。何を持ってFGCといえるかという点では、まだ議論が残っています。(諸外国でもさまざまな形態、発展系があります。日本の場合も現実の法制度を前提として、児童相談所の現場にマッチした実践を構築することが必要に思います)当事者参画型のミーティングを実施する場合、職員がファシリテーターとして積極的にミーティングに関わる合同ミーティングの形態をとるか、いずれかの場面で家族だけの話し合いの時間を設け、何がしかの意思決定を委ねる場面を作るFGCの形態をとるかの児童相談所としての方針決定があるはずで

そのことの方針を決めていくためには、事例の展開を慎重に見極めることと共にそこに参加するメンバー(ファミリーグループとします)に対する調査および、メンバーのミーティングに対する動機、そして、関係性の力動などを見極めて望むことが必要です。従って、FGCを実施することを決定する事例については、児童相談所がそれぞれのメンバーにさまざまな働きかけを行い、そして、この場面であればこそ家族に一定の意思決定をゆだねられるという場面にファミリータイム(専門職を除いた家族、親族、知人などのファミリーグループだけでの話し合い)をもうけ、ファミリーディジョンメイキング(ファミリーグループにより子どもの支援に関わる何がしかの意思決定を行うこと)を進めてもらうということになります。

本事例ではFGCの案内パンフレットを示して実母に説明しています(図1参照)。このことによって、実母のFGCに対するイメージが変化していく可能性があります。何より、既にパンフレットになっているということは、他の家族もこの方法で問題に取り組んでいるという安心感につながります。また、FGCが家族のために行われるものであり、当事者の権利として行われることの理解が進むことになるからです。パンフレットは本冊子に添付してありますので、参照してください。子ども用のパンフレットは次章で説明されます。

(6) 幸子の気持ちとファミリーグループ・カンファレンスの提案

幸子は保護所の生活にもなれ、母への思いを心理司や保育士に話すようになっていった。また、退所していく他の児童を見かけると、私はどうなるのと不安を漏らした。実母との交流は既に始まっていたが、幸子は実母の前ではこれからの不安を口にすることはなかった。

ここで改めて幸子に対して、どのような理由、事情で一時保護所で生活し、これからどうなっていくのかについて説明する必要があることが、担当者間のカンファレンスで話し合われた。あわせて、これから行われるファミリーグループ・カンファレンスについて幸子に説明し、幸子の意向を確認し、そこに幸子も参加してもらうことを説明する機会を作ることが確認された。



担当児童福祉司： さっちゃん、保護所はどう？

幸子： 楽しいよ。

担当児童福祉司： よかった。

幸子： お母さんも来てくれるし、この前、一緒に買い物にも行ったんだよ、ねっ。

担当児童福祉司： すごいね、何買ってもらったの。

幸子： シルバニアだよ。

担当児童福祉司： ほんとお。

幸子： (笑顔)

担当児童福祉司： それでね、今日お話ししようと思ってることはね、さっちゃんがこれからどうするのか、たとえば保護所を退所してから何処で生活したらいいかなあってことなの。

幸子： ママのところだよ。

担当児童福祉司： そうだね、ママのところに帰りたいたいよね。

幸子： そうだよ。

担当児童福祉司： でもね。佐藤さんとか、保護所の山下さんとか児童相談所の職員は今すぐにね、さっちゃんがおうちに帰ることは心配なんだ。

幸子： ママがお酒をいっぱい飲むから？

担当児童福祉司： そうだね。よくわかっているね。でも他にも、さっちゃんが夜一人でお留守番しているのは、やっぱり心配だな。

幸子： いつもじゃないよ。

担当児童福祉司： そうだね、いつもじゃないね。

幸子： じゃあ、ママのところ帰れる。

担当児童福祉司： 今すぐには難しいな。

幸子： どうして…幸子、ママの言うことよくきよ。

子どもの意向の尊重
子どもの置かれている状況を子どもなりに理解できる方法で伝える

子どもの誤った認識、認知の修正
「あなたが悪いのではない」

ワーズアンドピクチャーズ
(絵と言葉)

子どもと一緒に作成できるとよい

担当児童福祉司： えっとね、おうちに今すぐ帰れないのはさっちゃんが悪いからじゃないよ。それにね、お母さんも一生懸命さっちゃんと一緒に暮らすための準備しているからね。

幸子： どうすれば、おうちに帰れるの。

担当児童福祉司： そうだね…さっちゃんにね、わかってもらえるように絵に描いてみたんだ。みてくれる。

幸子： 絵に描いたの？

幸子にホワイトボードに書かれた絵を見せ、説明がなされた。そして、どんなことで、今すぐおうちに帰ることが心配なのか、何が変わればお家に帰れるのかの説明が行われた。

担当児童福祉司： どう、さっちゃん。佐藤さんの説明、わかった。

幸子： うーん………だいたい。でも、いつになったら帰れるの…

担当児童福祉司： 今は、よくわからないんだ。お母さんの病気が治って、お母さんがさっちゃんと生活する準備をするまでの間だよ。

幸子： どれくらい……

担当児童福祉司： 今は、よくわからないな。もう少しはっきりとしてきたら、必ずさっちゃんに説明するからね。

幸子： おうちに帰れないなら、これからどうするの。

担当児童福祉司： 佐藤さんはね、さっちゃんがおかあさんのところになるべく早く帰れるようにいるんなこと考えているんだ。

幸子： どんなこと、

担当児童福祉司： さっちゃんや、お母さんのことを応援してくれる人に集まってもらって、これからどうしていったら良いか話し合ってもらおうと思うんだ。

幸子： 幸子も話し合うの？

担当児童福祉司： そうだよ。

幸子： みんなの前でお話するのあんまり好きじゃないな…

担当児童福祉司： そうか、お話するのあんまり好きじゃないのか。

幸子： うん。

担当児童福祉司： でもね、さっちゃんとお母さんのこれからの大切なことだから、みんなで話し合ったほうが、きっと、いい考えが生まれると思うんだ。じゃあ、このパンフレットで説明するね。

幸子に子ども用のファミリーグループ・カンファレンスの紹介パンフレットが渡され、説明がなされた。

子どもへのファミリーグループ・カンファレンス(FGC)の提案

子ども用ファミリーグループ・カンファレンス(FGC)案内パンフレット、巻末参照

本事例では、子どもになぜ一時保護所で生活しているのか、児童相談所は何を心配していて、これからどうなっていくのかを子どもの意向を聞きながら説明しています。子どもへの説明には、絵を使って子どもなりに、今、自分が置かれている状況を理解できるように説明しています(図2参照)。また、FGCの説明については、子ども用のパンフレット(図3参照)を使って説明がなされています。

これまで子どもに関わる援助方針を決定する際、当事者である子どもの意向を十分に聞かないまま(聞けないまま)大人によって話し合いが進められていったことは否めないのではないのでしょうか。特に小さな子どもについては十分な説明もないまま、生活の場所の決定や施設措置にいたることが多かったのではないのでしょうか。それは、虐待など子どもに説明しがたい措置理由であったり、子どもに意向を聞いたり、選択してもらうほどの選択肢となる社会資源がないという実情があったからかもしれません。

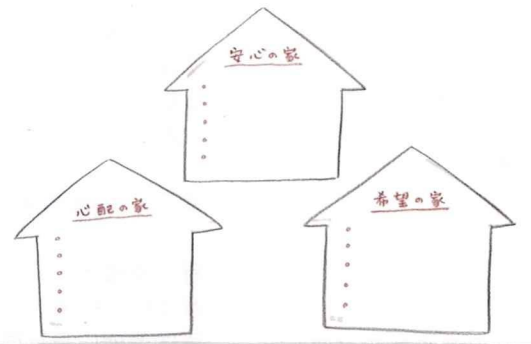
子どもの中には、なぜ施設にいるのか、これからどうなるのかわからないまま施設での生活を続けている場合があります。中には思春期になり、自分自身のアイデンティティの混乱が生じる場合もあります。虐待事例などにより施設に入所している場合、子どもに告げがたい現実や、説明が難しいことからその理由をあいまいにしがちですが、この場面こそ、子どもに十分な説明をすると共に、子どもが意思決定に参画できる支援が必要になるのです。

(7) サインズオブセイフティーアプローチを使っての母子の話し合い

ここまで母子の面会は継続して行われてきたが、今後の生活について実母から幸子に説明する機会はなかった。幸子も、実母を気遣ってか、実母にこれからの生活をたずねることも、早く家に帰りたいと実母を困らせることもなかった。

親族を交えての話し合いを進めることについては実母にいくらかの戸惑いを残しつつも、その方向性は確認されていた。

親子支援チームと児童福祉司は改めて、母子同席のミーティングをサインズオブセイフティーアプローチの形で行うこととして提案した。来るべき親族との話し合いに向けた母子に対する応援ミーティングの意味もあった。



担当児童福祉司 : お母さんとさっちゃんに、新しい職員を紹介しますね。親子支援チームの杉山、と鈴木です。これから、ご親族の方とかに集まってもらって、ファミリーグループ・カンファレンスという話し合いを進めることになったじゃないですか、そのときの司会などをしてもらおうと思っています。私は、児童相談所の立場から、いくらかうるさいことも言わなければならないので、全体の進行は親子支援チームにお願いしようと思っています。

親子支援チーム杉山 : 杉山です。これまでの経過は聞いています。私たちの役割は佐藤とは少し違って、いろんな事情で離れて生活している家族が再び安心して暮らせるためのお手伝いをすることです。ですので、ファミリーグループ・カンファレンスや合同ミーティングといわれるような話し合いをするときのコーディネーターといえますか、司会などもやらせてもらったりします。

親子支援チーム鈴木 : 鈴木です。今日も話し合いの司会ができればと思っています。

担当児童福祉司 : さっちゃんの担当の佐々木さんと保護所の山下さんは以前に紹介しましたので、御存知ですね。

実母 : ええ、以前お話をさせていただきました。

担当児童福祉司 : じゃあ、司会は鈴木さんのほうで、いいですか。

親子支援チーム鈴木 : はい……これから、ご親族の方とかに集まってもらって、ファミリーグループ・カンファレンスという話し合いを進めようと思うんですが……お母さんのほうでは、本当は、少し戸惑いは……(母の様子を見る)、ありますよね。

親子支援チームが第三者的役割として合同ミーティング等のコーディネーターを担う

実母：はい、あります。今でも、母には迷惑をかけたくないというのが正直な気持ちです。でもしかたないですね…

親子支援チーム鈴木：しかたないって言うのは…？

実母：もう、一時保護所に幸子が保護されて、1ヶ月以上経って、これからのことが何にも決まっていない。佐藤さんが言うように、みんなに集まってもらって話し合いをすることも必要だと少しずつだけど、思うようになってきたんです。この間、母と話しができて、それから何度か会っていますが、母も私たちのことをすごく心配してくれていて、……あつ、私たちのことを心配してくれる人がいたって改めて思って、なんか、一人で考えなくてもいいんだなあ、みたいな感じがしたんです。

実母が母方親族に連絡を取ったことへのねぎらい

担当児童福祉司：そうですね。お母さんが、おばあちゃんに連絡を取ろうとしたことで、そんな気持ちの変化が生まれたんじゃないでしょうか。お母さんの勇気が、おばあちゃんとの関係を復活させたんじゃないですか。だから、何も決まらないで1ヶ月が過ぎたということでは全然なくて、お母さんも、さっちゃんもいろんな努力をされて、一つひとつ解決に向かってると私は思うんです。

サインズオブセイフティーア
プローチ(SoSA)の「三つ
の家」

親子支援チーム鈴木：そうですね。もちろん、これからが大変で、やらなければいけない課題もあると思いますが、今日は、これまでやれてきたことを確認して、今後の課題を整理する面接にしたいです。それで、こんな話し合いの仕方があって……(ホワイトボードに三つの家を書きながら説明する)さっちゃんこれわかる？

幸子：心配の家、……安心の家、……希望の家。

なぜ児童相談所が関わっているのかについての改め
での共有(虐待の再告知と
もいえる)

親子支援チーム鈴木：そうだね。ここに、いろんなことを書いていきたいと思うんだ。心配の家はね、さっちゃんとお母さんや、私たち児童相談所が何を心配しているのかっていうこと、一時保護所に来た理由も心配の家に書かなければいけませんよね。安心の家というのは、もう既にできていること、いろいろありますよね。それからこれからのことを考えたとき、私たちにはこんなよいところ、力があるぞ、みたいなものをまとめていきます。希望の家はさっちゃんや、お母さんが将来どんな風になってきたいのか、まさに希望の家を出してほしいんです。じゃあ、まずは……ちょっと、つらい話かもしれないけれど、こうやってさっちゃんが一時保護所にどんな理由、事情でいるのか、ということ佐藤さんから話してもらわないといけないと思います

担当児童福祉司：はい、わかりました。……児童相談所にさっちゃんが保護されたのは、一ヶ月以上前ですが、直接のきっかけはさっちゃんが夜間一人だけで過ごしていることがたびたびあるということ近所の方が心配されて、児童相談所に通告があったということです。

親子支援チーム鈴木：ええと、お母さん、何か付け加えたり、修正することはありますか。

実母：いいえ、ありません。

親子支援チーム鈴木：じゃあ、今のことは心配の家の一番上に書いておきますね。……それでは、どの家からでもいいんですいろいろあると思いますので、出してくれますか？

既にできていることは何か?
(ソリューションフォーカスト
アプローチの対話)

親子支援チーム鈴木：あんまり緊張すると意見が出ないので、どんな小さなことでもいいですから、だしてください……それじゃあ、佐藤さん、お願いします。

担当児童福祉司：はい、安心の家を書いてほしいんですが……いろいろあるんですが……まずは、こうやって、児童相談所と相談ができています。

親子支援チーム鈴木：そうですね。

担当児童福祉司：それと、お母さんとさっちゃんの関係がよいこと。お母さんがさっちゃんのことをとっても心配していること。さっちゃんも、お母さんのことをとっても気遣っているところ。それと、お母さんは親族に連絡を取ることにためらいがあったんだけど、連絡をとる決心をしたこと。おばあちゃんと、5年ぶりに再会できたこと…まだ、ありますが、とりあえず。

親子支援チーム鈴木：それじゃあ、さっちゃんは？

幸子：えっ、わかんない。

親子支援チーム鈴木：どんな、小さなことでもいいよ。

幸子：…保護所のお友達と仲良くしていること、勉強がんばっていること。

親子支援チーム鈴木：そうだね。じゃあ、希望の家にはなんて書いとく。

幸子：…うーんと早くおうちに帰って、学校に行きたい。

親子支援チーム鈴木：そうだね、じゃあ、一番上に書いておくれ。

児童指導員山下：さっちゃんは勉強もがんばっていて、お友達とも仲良くやっています。小さな子がいるんですが、本当にやさしくしているんな面倒を見てくれます。この間なんか、幼児さんに絵本を読んでもくれました。

児童心理司佐々木：私からも…さっちゃんは人の気遣いができる子だなあとは思いますが、自分のことよりも人のことを考えちゃうところがあるようです。だからあんまり自分の気持ちを言わない、そんなところが私は少し心配です。

親子支援チーム鈴木：お母さんも何かお願いします。お母さんがすでにできていることはなんですか。

実母：特になんですが…

担当児童福祉司：そんなことはないと思いますよ、私がいろいろと先に言っちゃったからかもしれませんが、お母さんはここまでいろんな努力をなされていますよ。おばあちゃんに連絡を取ったことも、新しい仕事をさがしたり、これからのことを私たちと相談したり…、

実母：あるとするならば…これからのことを、ほんの少し前向きに考えることができるようになったことかな。

担当児童福祉司：それは、とても大切なことだと思います。すごいと思います。その気持ちを詳しく教えてください…。

ミーティングはその後も続き、三つの家が完成された。3つの家の「希望の家」には実母、幸子がそれぞれの思いをこめて、なるべく早く一緒に生活ができることが書き加えられた。

三つの家の完成後、再び、ファミリーグループ・カンファレンスに誰にきてもらうのかの話合いが持たれた。

親子支援チーム鈴木：それで、ファミリーグループ・カンファレンスに来てもらう人のこと

小さな変化を話してもらう

心理司の心配

家族に教えてもらうという姿勢
解決は家族の中にある
Not knowing の姿勢